

## TOPICS 違法な「野焼き」はやめましょう！

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されている違法行為です。  
地域の健全な生活環境を守るため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



「野焼き」は適法な焼却施設以外でごみ（廃棄物）を燃やす行為です。地面の上や地面に穴を掘ったり、ドラム缶やブロック囲いを利用したりしてごみを焼却する場合のほか、法律の基準を満たさない焼却炉で焼却する場合は全て野焼きに該当します。法律に違反して野焼きを行った場合、個人では「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方」、法人では「3億円以下の罰金」の重い刑が科せられます。

### 焼却が例外的に認められるもの

次の行為は焼却が例外的に認められていますが、近隣住民や周辺の迷惑になる場合は指導の対象になりますのでご注意ください。

- ・国や地方自治体の施設管理上必要なもの
- ・災害や復旧対策を行うために必要なもの

- ・農業、林業、漁業を営む人がその生産活動のために必要なもの（焼き畑など）
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要なもの（地域で正月に門松などを焼く行事など）

### 近隣住民の皆さんへの配慮をお願いします



野焼きによって近隣住民の皆さんから「煙や臭いのせいで窓が開けられない」「干した洗濯物や布団に臭いが付いて困る」「喉が痛い、せきが出る」などの苦情が寄せられています。野焼きをしている人からは「昔から燃やしてきた」「自分だけではない」という声を聞きますが、野焼きは法律で禁止されています。

また、野焼きをすると住宅や林野火災につながる危険性があり、煙や悪臭で近隣住民に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシンや大気汚染物質（PM2.5）の発生源になる場合もあります。野焼きは地域の皆さんの生活や健康に悪影響を及ぼす恐れがありますので、絶対にしないでください。

### ごみは適正に処分しましょう



ごみは「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源物」などに分別し、適正に市のごみ収集に出すようにしてください。落ち葉や刈草、木枝は無料で収集しますので、次のとおり処分してください（事業活動は除きます）。

- ・落ち葉や刈草、<sup>せんてい</sup>剪定枝などは透明か半透明のビニール袋に入れる
- ・木枝は直径10cm以下、長さは80cm以下のものをひもで束ね、束ねた直径は30cm以下にする
- ・2袋（束）程度の少量であれば、地区のごみステーションなどに出す。それ以上になる場合は、クリーンセンターに直接持ち込んでください

## TOPICS 国内クルーズ客船の受け入れを再開しました

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で休止されていたクルーズ客船の運航が、日本船社によるクルーズから再開され、10月26日（月）に休止後国内初の運航となったクルーズ客船「にっぽん丸」が佐世保港に寄港しました。本市では、クルーズ客船の受け入れに当たり、国などが定めるガイドラインに加え、本市独自の運用方針を策定しています。今後も万全の対策を講じた上で関係者と連携しながら受け入れを行ってまいりますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



10月26日（月）に寄港したクルーズ客船「にっぽん丸」

国内クルーズの再開に当たり、本市ではクルーズ船社が行うべき措置を整理した「①船舶ガイドライン」や、旅客ターミナル等における感染防止を整理した「②港湾ガイドライン」などに基づいて受け入れを行っています。

①では船内に新型コロナウイルス検査キットを常備することや、感染が疑われる人が確認された時点で船内イベントや船内施設の使用を休止し、本人と濃厚接触者を隔離すること（それ以外の乗客は自室待機）などが定められています。

現在、クルーズ運航に当たっては、感染対策を徹底するため、ガイドラインに基づいた対策が講じられているかを公平な第三者機関が審査・認証することが必須となっており、本市では寄港するクルーズ客船が認証を受けているかだけでなく、船社の感染対策の内容についても改めて確認しています。

今回寄港した「にっぽん丸」は、①を遵守した上で、乗船客・乗組員への事前のPCR検査の実施やAIサーモグラフィによる発熱者の発見、日々の検温記録管理や空調除菌装置の設置、フェイスシールドや仕切りパネル等による<sup>ひまつ</sup>飛沫感染防止などの感染対策を講じた上で寄港しました。



「にっぽん丸」乗船前の検温の様子

また、本市では②に基づいた感染対策も行っています。②では乗船客が上陸する際のソーシャルディスタンスの確保や受け入れ業務に従事する者の対応前の検温、マスクの着用、手洗いなどが定められています。

さらに、本市では①②に加え、独自の受け入れ運用方針も策定しており、周辺地域の医療状況を踏まえ、受け入れが困難と判断した場合には速やかに航路変更などの対応を検討・協議するなど安全・安心なクルーズ客船の受け入れを行っています。

※ガイドラインや本市の運用方針などは、今後のクルーズ客船の運航状況や諸外国の検討状況、感染症に関する新しい知見などを踏まえ、適宜見直しが行われます。